

中高層建物直結給水取扱要綱

令和8年4月1日

塩竈市上下水道部

《 目 次 》

中高層建物直結給水取扱要綱

中高層建物直結給水指針	1
1. 目的	3
2. 定義	3
3. 適用要件	3
3. 1 対象地域	3
3. 2 事前協議	3
3. 3 配水管水圧	4
3. 4 分岐対象配水管	4
3. 5 分岐給水管	5
3. 6 給水階高・対象建物	5
4. 設計の基本条件	6
4. 1 計画使用水量の決定	6
4. 2 給水管口径の決定	6
4. 3 所要水頭の計算	6
4. 3. 1 直結直圧式の計算	6
4. 3. 2 直結増圧式の計算	7
5. 中高層建物の給水装置	8
5. 1 給水装置の構造	8
5. 2 給水方式の併用	12
5. 3 逆流防止装置	14
5. 4 直結増圧設備	14
5. 5 その他の留意事項	15
6. 水道メーター	15
6. 1 メーターの設置	15
6. 2 計量及び徴収方式	15
7. 既存施設からの改造	15
8. 完成試験	17
8. 1 試験の範囲	17
8. 2 水圧試験方法	17
8. 3 増圧設備試験運転	18
8. 4 竣工検査	18
9. 直結給水装置の維持管理	18
9. 1 給水条件承諾書の提出	18
9. 2 維持管理	18
10. 手続き方法	19
10. 1 協議方法	19
10. 2 各種の変更及び取消し	19
10. 3 開発負担金	19

中高層建物直結給水指針

1. はじめに

平成13年度から5階までの建物への直結直圧給水及び、10階までの建物への直結増圧給水を実施しておりますが今回、水道用直結加圧型ポンプユニット機器の進歩により14階程度までの建物について直結増圧給水の対象を拡大し、受水槽における衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用等を図ることとする。

2. 基本的な考え方

直結給水は末端の給水栓までであり、戸建て住宅等との取扱と同じ一需要者一契約を基本とし、公平性を保つため諸制度の見直しを行ない給水サービスの向上に努める。

3. 給水条件

直結給水システムを拡大するにあたり、当面は現有施設で直結給水に必要な最小動水圧、及び配水能力等を考慮し、配水管に影響を与えないよう以下の条件により実施する。

1. 対象地域

5階までの建物に直結直圧で給水する対象地域は0.30MPa以上の最小動水圧が確保されてある地域とし、14階程度までの建物に直結増圧で給水する対象地域は0.15MPa以上の最小動水圧が確保されてある地域とする。

2. 対象建物

対象建物は、集合住宅、事務所ビル、店舗等とし、災害時、事故等による水道の断滅水にも給水の確保（貯水機能）を必要とする建物、又は毒物、劇物等の危険な化学物質を製造、加工又は貯蔵を行なう工場等は対象外とする。

（例）病院、学校、ホテル、24時間営業施設、薬品工場等

3. 分岐対象配水管・分岐給水管口径

分岐可能な配水管は口径は75mm～350mmまで、分岐給水管は口径75mm以下とし、同口径の分岐は認めない。

4. 計画一日最大給水量

一建物での計画一日最大給水量は、配水管網整備状況や配水能力を考慮し、配水管に影響を与えない60m³程度までを目安に直結給水を可能とする。

5. 計量・徴収方法

各世帯毎を一給水装置とし水栓番号を付番し、給水契約を行なう。

建物内部のパイプシャフト内に市が水道メーター（平型メーター）を設置し、各世帯毎に計量を行ない、口座振替による料金徴収を行なう。

6. 水道加入金・建築物開発負担金

加入金は、一給水装置毎に給水管の口径（水道メータ一口径）区分で徴収

する。

7. 給水装置の一部材料の指定等

配水管分岐箇所から敷地内の建物外壁埋設部までは、材料及び施工方法等について指定を行なう。

8. 修繕区分

市費での修繕範囲を宅地内に設置する第一止水栓までとする。

9. 逆流防止対策

直結増圧設備は、建物が中高層となるため、より安全な逆流防止対策を講じる必要があることから、直結増圧設備の上流側に減圧式逆流防止器を設置した構造とする。

10. 直結増圧設備の構造と維持管理

直結増圧設備は、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものを使用することとし、1年に1回以上の定期点検を行なうよう指導する。

また、定期点検と保守管理の徹底を図るため、給水装置の維持管理責任者を定め、管理責任者等の連絡先を標示板に記入し、直結増圧装置の緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう指導を行なう。

11. 既設施設からの改造

既設受水槽式給水から直結給水に変更する場合は、直結給水の効果を充分発揮させるため、既設配管等を考慮すると共に、高置水槽を経由しない給水方式を原則とするよう指導を行なう。

12. 事前協議制度

直結給水の申し込みは事前協議を必要とし、直結給水の要望箇所が、可能な地域かどうか事前に調査、検討し申請者に回答を行なう。

13. 実施期間

1. 平成13年4月1日より実施する。
2. 平成19年7月1日より実施する。
3. 令和8年4月1日より実施する。

中高層建物直結給水取扱要綱

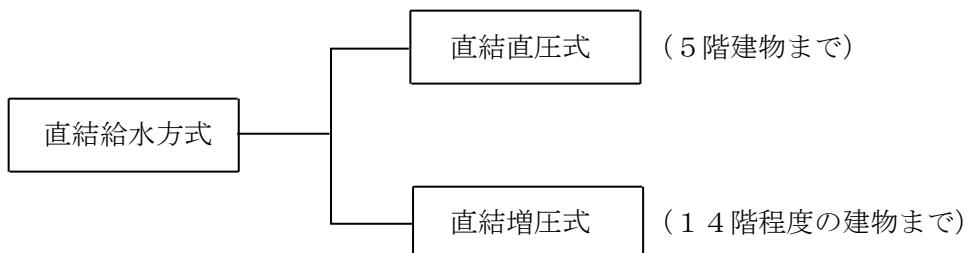
1. 目的

この要綱は、直結給水対象範囲の拡大に伴う給水装置の設計及び施工に関して必要事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

- (1) 水道水の安定供給を図りつつ直結給水対象範囲を拡大することにより、小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用等など「給水サービスの向上」に寄与することを目的とする。
- (2) この要綱に明記されていないものについては「給水装置工事設計施行基準」(以下「施行基準」という。)等によるものとする。

2. 定義

直結給水とは、中高層建物に対して配水管の水圧を利用して直接給水する方式（直結直圧式）と、給水管の途中に増圧設備を設置し給水する方式（直結増圧式）をいう。



3. 適用要件

3. 1 対象地域

直結給水の対象地域は、配水管水圧が本要綱に定める水圧を確保できる地域とする。

- (1) 直結給水対象地域は、現状及び将来とも必要水圧を安定的かつ継続的に確保可能と判断できる地域とする。

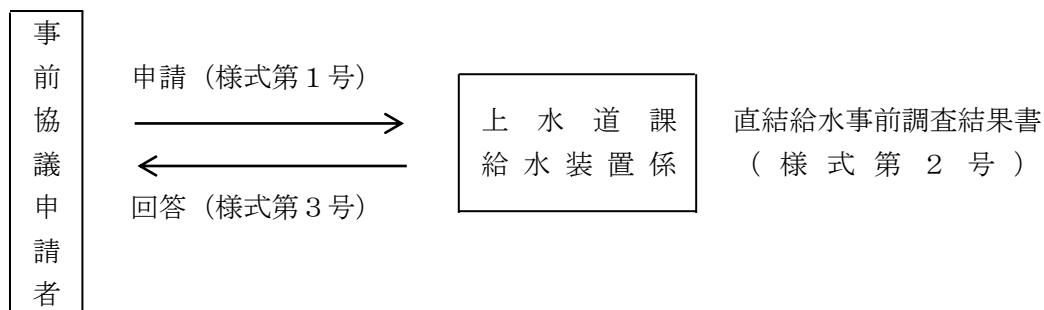
3. 2 事前協議

申請者は、事前協議申請書を塩竈市（以下「市」という。）に提出し、市は直結給水の可否を調査・検討し、申請者と協議を行う。申請者は協議の結果に基づき、給水装置の設計を行い本協議を行う。

- (1) 本協議前に、市と事前協議申請書により協議を行うこと。
- (2) 事前協議の内容は、受付・事前調査・水理計算に用いる配水管動水圧の決定・回答からなる。
- (3) 事前協議の結果に基づき市は、当該建物の水理計算に用いる配水管動水圧を決定する。
- (4) 事前協議の申請から回答までは3週間程度必要とするので、早めの協議が必要となる。

- (5) 建物規模・用途等に変更がある場合、又は回答後2年を経過した物件は再協議が必要となる。

◎ 事前協議事務処理フロー



※ 工事竣工後、一連の関係書類は給水装置係にて一括整理保管する。

3. 3 配水管水圧

水理計算に用いる配水管水圧は、以下によること。

1. 直結直圧式は、0.30MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。
2. 直結増圧式は、0.15MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。

(1) 給水区域によって配水管水圧が異なるため、以下の水圧を基本とする。

(2) 直結直圧式

- ① 0.30MPa以上の最小動水圧が確保されている地域は5階まで可能。
- ② 0.25～0.30MPa未満の最小動水圧が確保されている地域は4階まで可能。
- ③ 0.20～0.25MPa未満の最小動水圧が確保されている地域は3階まで可能。

3. 4 分岐対象配水管（被分岐管）

直結給水の分岐可能な配水管は、口径75mm以上とし、同口径取出しは認めない。

- (1) 口径50mmからの4・5階への直結給水方式は、管網計算上水量不足となるためできない。
- (2) 口径50mmで管網を形成している場合は、3階建て小規模建物等への直結給水方式は認められる。
- (3) 口径50mmで管網を形成していない場合は、3階建て小規模建物等への直結給水方式は認められない。
なお、専用住宅に限り直結給水方式は認められる。
- (4) 老朽管等による水量、水圧が不安定な配水管からの分岐は、事前協議時に調査・検討し可否について回答する。
- (5) 私給水管（共用管）は、一般住宅を供給目的とした管口径で設計・施工されており、中高層住宅への供給条件等を考慮していないため、分岐は認められない。
- (6) 私給水管（共用管）のうち、分岐している給水装置所有者の全てが申請者と同一の場合で、本要綱等の条件を満たし、水理計算上可能な場合は分岐を認める。

3. 5 分岐給水管

分岐給水管は、口径 75mm 以下とする。

- (1) 配水管に影響を及ぼさない口径を考慮し、配水管より 1 段落ちまでの口径、行き止まり管の場合は、2 段落ちまでの口径とし、最大分岐給水管口径は 75mm とする。
- (2) 直結式の建物が集中して複数棟建設される場合は、事前協議時に別途、管網・分岐口径等を検討する。

3. 6 給水階高・対象建物

1. 給水階高

- (1) 直結直圧式は 5 階までとする。
- (2) 直結増圧式は 14 階程度までとする。

2. 計画一日最大給水量

対象建物の計画一日最大給水量（以下「計画使用水量」という。）は、配水管網整備状況や配水能力を考慮し、配水管に影響を与えない 60 m³程度までを目安とする。

3. 対象建物は、下記の給水条件を除く建物とする。

- (1) 災害時、事故等による水道の断滅水時にも、給水の確保が必要な建物。
- (2) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建物。
- (3) 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量・水圧を必要とする場合。
- (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建物。
- (5) 申請時に使用用途不明な区画がある建物。

(1) 直結直圧式は、配水管の配水能力及び水理計算により 5 階までの建物とし、計画使用水量は配水管に影響を与えない 60 m³程度までを目安とする。

(2) 直結増圧式は、増圧設備に使用するポンプ（日本水道協会規格）性能により 14 階程度までの建物とし、計画使用水量は配水管に影響を与えない 60 m³程度までを目安とする。

(3) 直結給水方式は、災害・事故等による水道の断滅水時にも、給水の確保（貯水機能）が必要な建物には必ずしも適当ではないので、設計にあたっては建築用途を十分踏まえて最適な給水方式を採用することが必要である。

(4) 24 時間営業施設であっても、小規模店舗（一般的の用途に属する日常生活に密着する営業の用に供するもの）等は、直結給水とすることができます。

(5) 対象外の建物の例

病院・医院、学校、ホテル、飲食店中心の雑居ビル、24 時間営業施設、クリーニング店、写真及び印刷・製版、メッキ工場、石油化学工場、理化学研究施設、生物科学研究所施設、染色、食品加工、興業場、食品冷凍機・電子計算機冷却用水等を必要とするもの。

4. 設計の基本条件

4. 1 計画使用水量の決定

1. 計画使用水量は、給水管の口径、直結増圧設備といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建設物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
2. 同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。なお、集合住宅の同時使用水量（瞬時最大使用水量）の決定にあたっては、施行基準「2. 3 計画使用水量及び給水管の口径」の算出方法を参考すること。

- (1) 計画使用水量は、給水装置の形態や給水方式によって異なるので、それぞれに対応した水量を設定すること。また、過度にならない範囲で安全サイドに立った計算方法によること。
- (2) 直結給水における計画使用水量は、給水器具の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量を設定することが必要である。

4. 2 給水管口径の決定

1. 給水管の口径は、配水管の水量、水圧などの供給能力の範囲で、計画使用水量を供給できる大きさとすること。
2. 給水管の管内流速は、 2 m/sec 以下となる給水管口径とすること。
3. 給水用具の取付部において、必要水圧について十分考慮したものであること。

- (1) 給水管の口径は、別に定める配水管の水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさとするが、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮してある程度の余裕水頭を確保しておく必要がある。
増圧式の場合は、計画使用水量を供給できる増圧設備を選定し、さらにその水量に応じた給水管の口径を決定すること。
- (2) 給水管口径が使用水量に比べて過小な場合、流速が増加し、ウォーターハンマーによる騒音、管路や器具の損傷が考えられるため、既存建物の改造等やむを得ない場合を除き、管内流速は 2 m/sec 以下となる口径とする。（動水勾配と瞬時最大使用水量の早見表は、施行基準「2. 5 給水管の口径の決定」参照）

4. 3 所要水頭の計算

4. 3. 1 直結直圧式の計算

直結直圧式における所要水頭の計算は、下記による。

1. 給水装置全体の所要水頭 \leq 配水管の水圧（水圧を水頭に変換する）
(給水装置全体の所要水頭 = 水理計算による摩擦損失水頭 + 給水装置立上がり高さ)

- (1) 給水装置の立上がり高さとは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具、もしくは最高位給水用具までの垂直距離をいう。

4. 3. 2 直結増圧式の計算

1. 増圧設備の全揚程は次の計算によること。

$$P = (P_1 + P_2 + P_3 + P_7) - P_0$$

P : 全揚程 (増圧設備増圧分)

P₀ : 設計水圧 (配水管水圧)

P₁ : 配水管と増圧設備の高低差

P₂ : 減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失

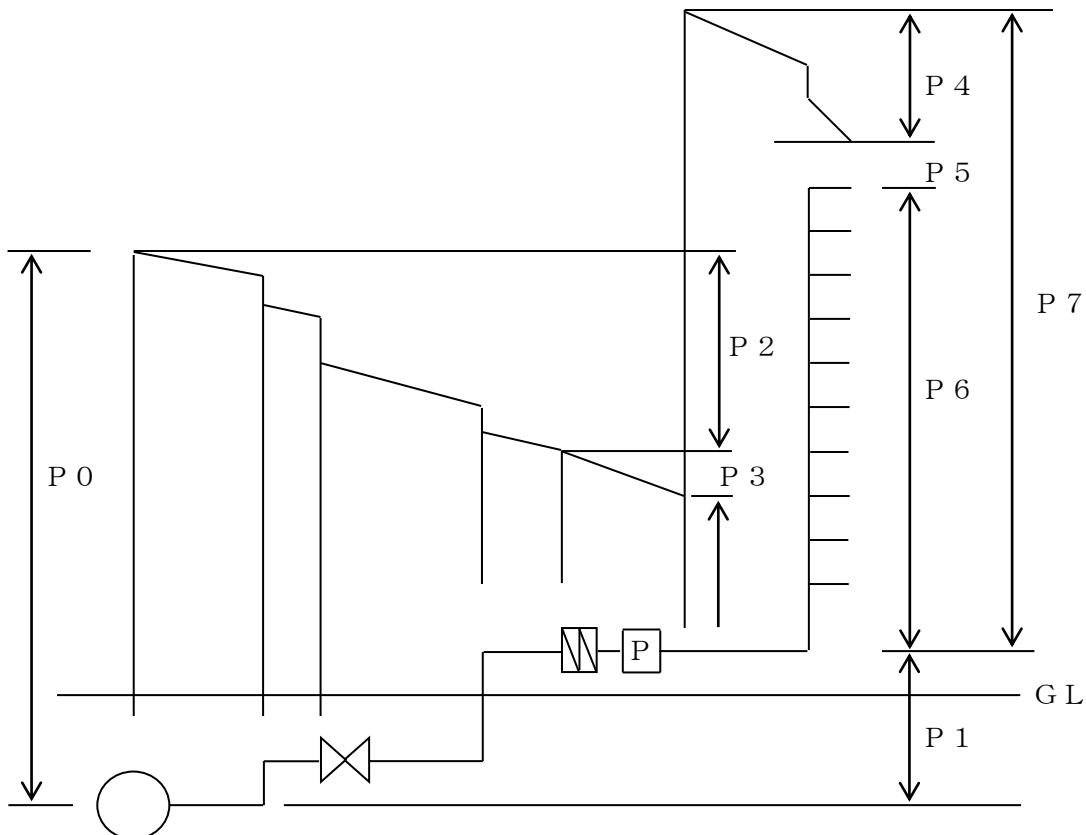
P₃ : 減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失

P₄ : 増圧設備二次側の給水器具の圧力損失

P₅ : 末端最高位の器具を使用するための必要最小動水圧

P₆ : 増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失

P₇ : 吐出圧力設定値 (= P₄ + P₅ + P₆)



* 直結増圧式は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧設備により補い、これを使用できるようにするものである。ここで、増圧設備の吐水圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

5. 中高層建物の給水装置

5. 1 給水装置の構造

1. 配水管から分岐し敷地内に引込む給水管に、敷地内から 1. 5 m の位置に仕切弁、または止水栓（第一止水栓）を設置すること。
2. 各世帯毎にメーターを設置すること。
3. 非常用栓、共用栓等を設置する場合は、個別にメーターを設置すること。
4. 給水主管は余裕のある給水管口径とすること。
5. 凍結のおそれのある場所にあっては、有効な凍結防止を講じること。
6. 給水主管の立上がり管の最上部には、止水器具、及び空気弁を設置すること。なお、設置にあたっては作動状況が外部から確認できるよう配慮すること。
7. 高置水槽への直結給水はできない。
8. 増圧設備に使用するポンプは、構造材質の基準に適合する水道用直結加圧型ポンプユニット（日本水道協会規格 JW-WA B 130）を使用すること。
9. 直結増圧式の給水装置の水圧は、最下階で 0. 6 MPa を超えないこと。

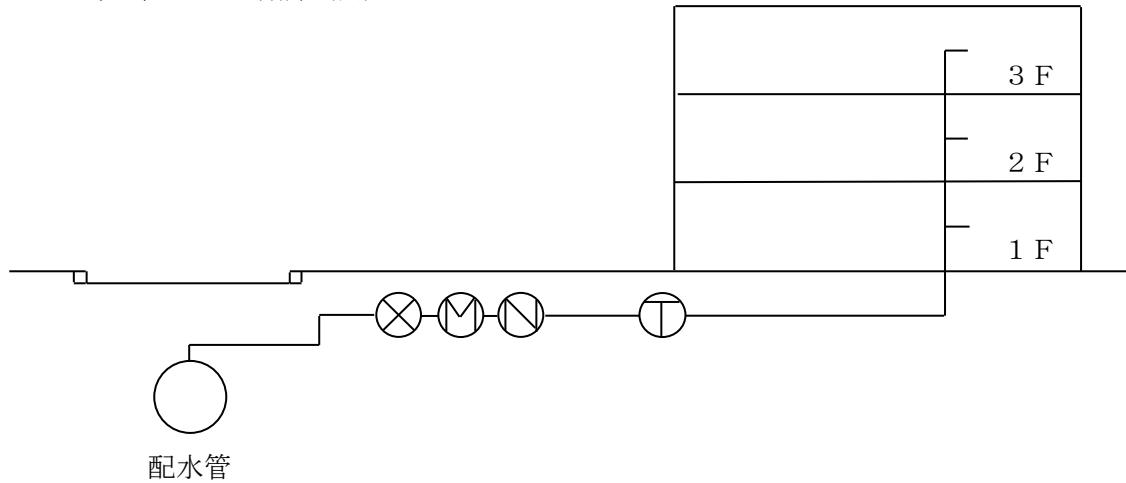
- (1) メーター設置場所は、建物内部のパイプシャフト内に各世帯毎に設置すること。また、一棟が全て同一所有者が使用する専用住宅、及び事務所ビル（自社ビル）等の場合は、メーターを建物外部に設置することができる。
- (2) 災害時・配水管減圧時・停電時等、不測の事態においても給水の確保ができるよう非常用水栓を設置すること。
- (3) 給水主管の立上がり管は、管の摩擦損失水頭の低減化と凍結防止の観点から余裕のある口径とすること。また、維持管理を考慮し、給水主管立上がり毎に仕切弁を設置すること。
- (4) パイプシャフト内の給水主管より分岐される給水管は、凍結のおそれがあるため必要な防寒対策を講じること。
- (5) 空気弁からの排水については、パイプシャフト内等でドレン設備を設けるなど、必要な排水措置を講じること。
- (6) 高置水槽経由で給水する方式は、直結給水の効果が十分発揮できないため新設工事においてはこの方式は認めない。

配管形態図

直結直圧式

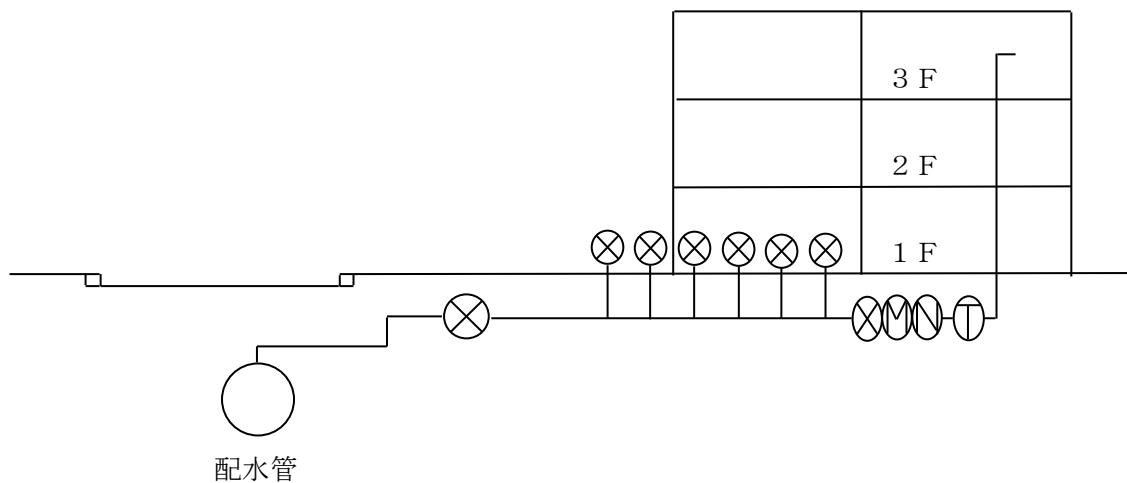
(メーター地付けの例)

1. 専用住宅・事務所 (例)



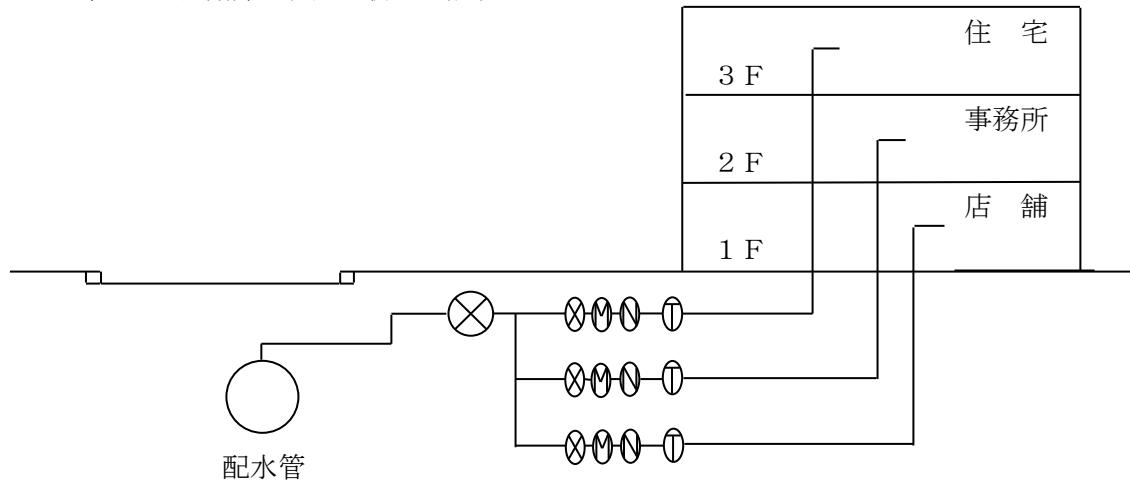
配水管

2. 集合住宅 (例)



配水管

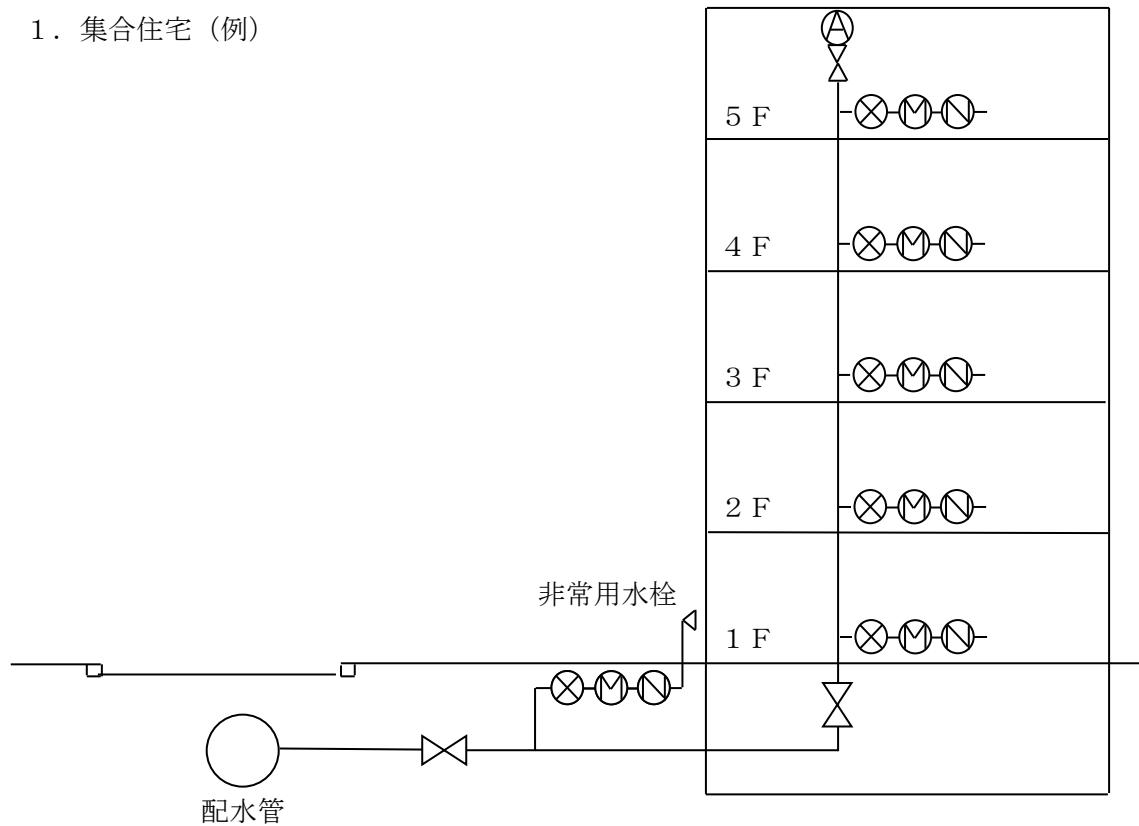
3. 住宅・事務所・店舗の併用 (例)



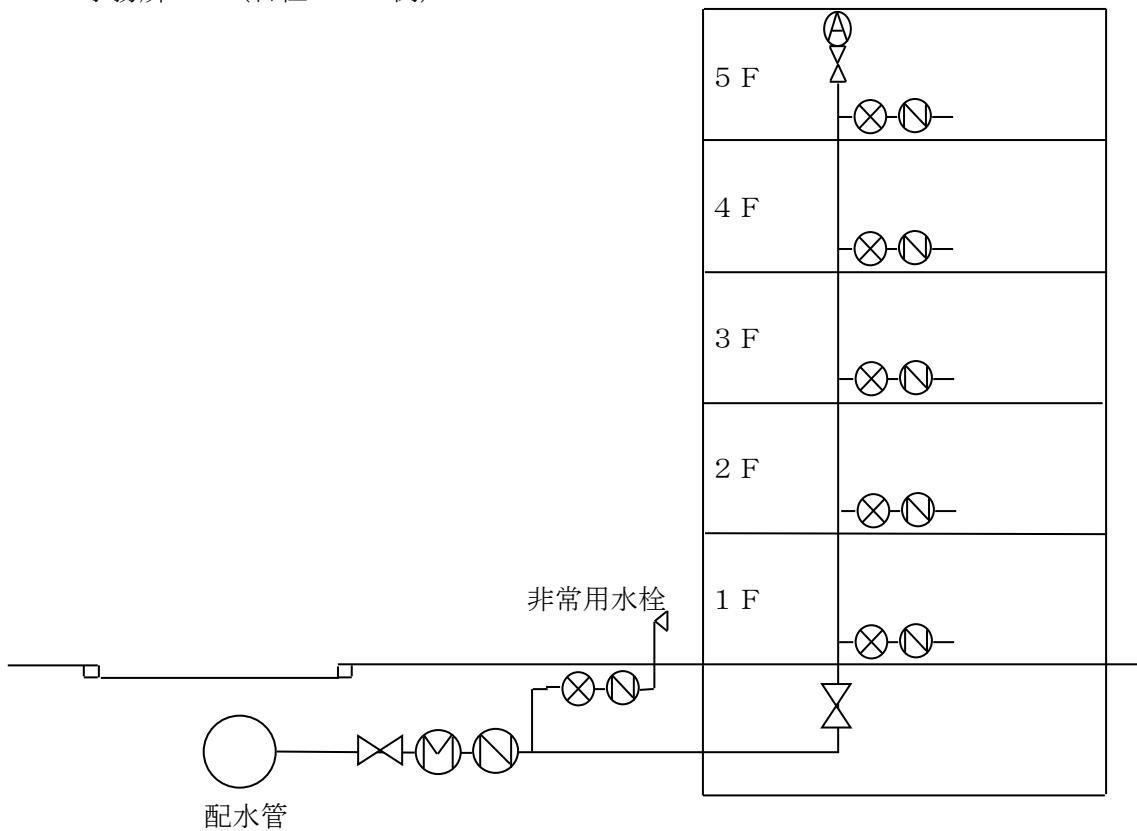
直結直圧式

(メーター各戸の例)

1. 集合住宅 (例)



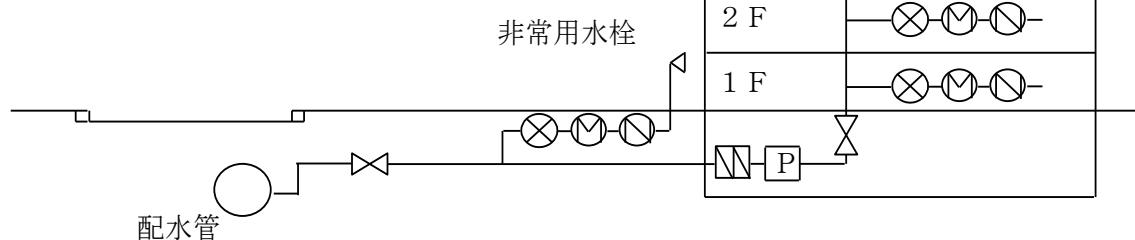
2. 事務所ビル (自社ビルの例)



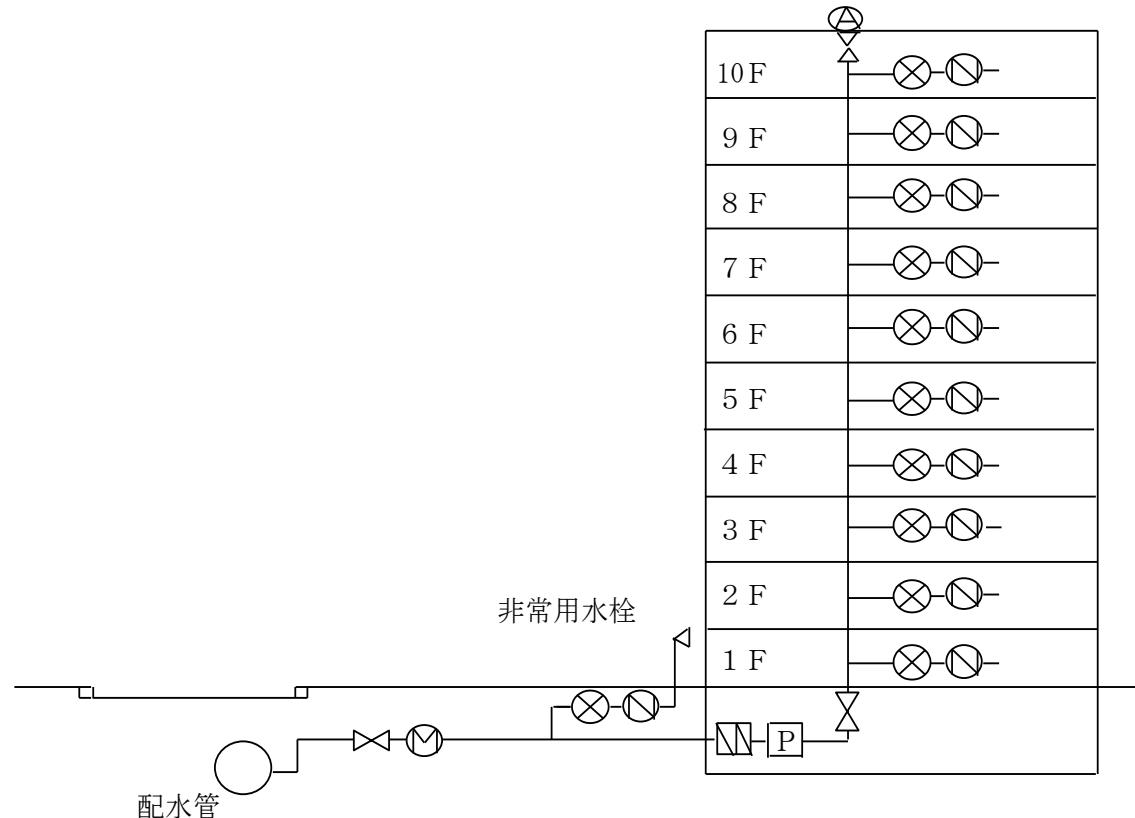
直結増圧式

1. 集合住宅（例）

- ☒ 止水栓又は仕切弁
- ⓧ 止水栓又は仕切弁
- Ⓜ 水道メーター
- ⓪ 逆止弁
- ⓫ 減圧式逆流防止器
- ⓫ 増圧設備
- Ⓐ 空気弁



2. 事務所ビル（自社ビルの例）



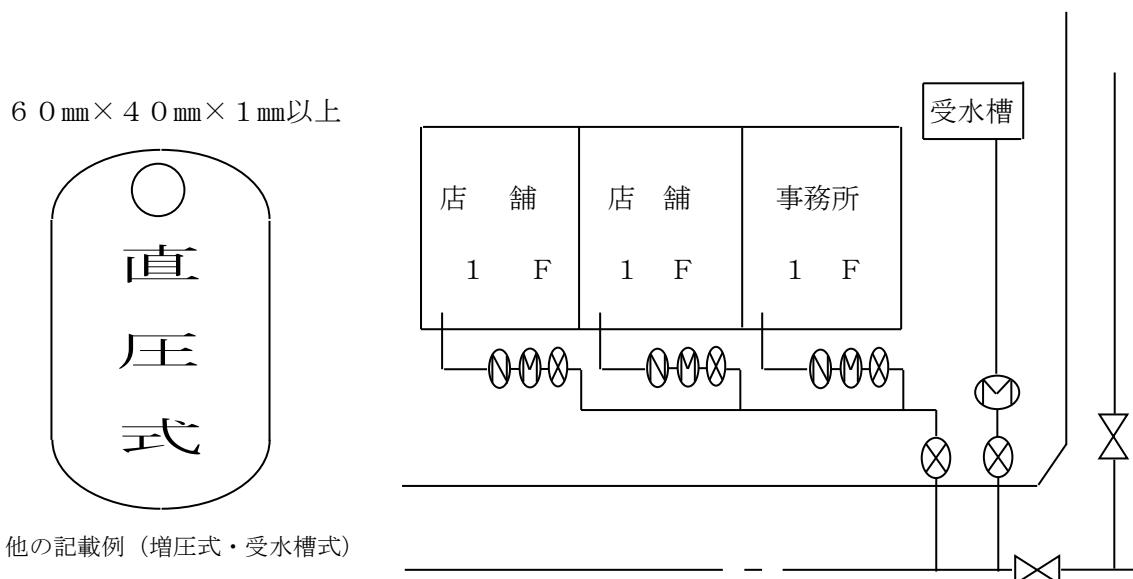
5. 2 給水方式の併用

給水装置を併用する場合は、以下の点に留意すること。

- 同一建物で使用用途が同一の場合は、給水方式の併用は認めない。
- 同一建物で使用用途が異なり、それぞれが独立した区画の場合は給水方式の併用は認める。
- 同一敷地内への給水管取出しは、給水方式が同一の場合は1箇所引込みとするが、給水方式を併用する場合はそれぞれ別取出しとすることができる。
- 給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とすること。
- 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に表示を行うこと。

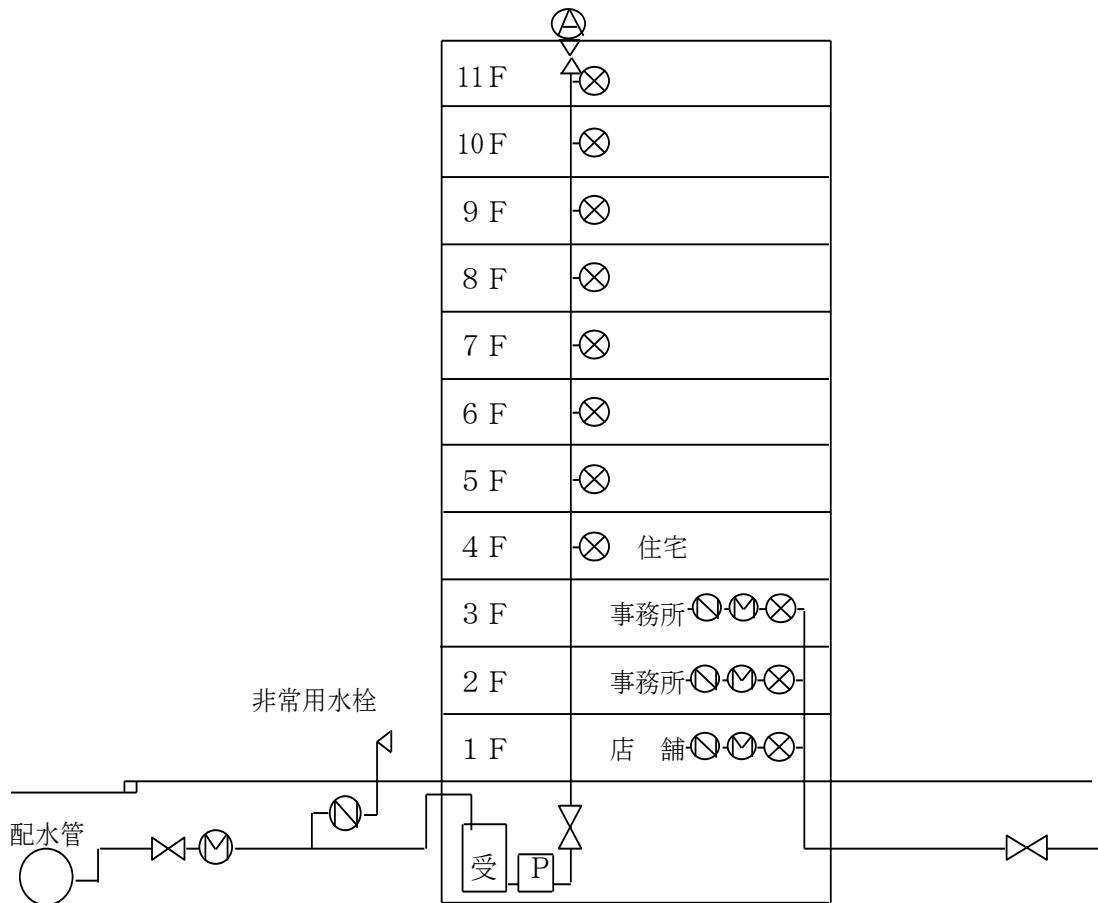
- 一建物が住居専用の場合は、給水方式の併用は認めない。
- 集合住宅に併設される店舗等がある場合は、店舗等と住居とで給水方式の併用を認め。ただし、それが独立した構造となる場合に限る。
- 店舗等に設置するメーターは、建物外部に設置することができる。
- 受水槽式給水の給水管口径の決定は時間平均使用水量から決定されるが、給水方式を併用する場合は、口径決定に違いがあり直結系統の水圧低下が懸念されるため、受水槽式給水の使用水量は、直結式と同様に瞬時最大使用水量を求め水理計算を行うこと。
- 給水方式の識別は下記の例により行うこと。
 - 給水方式が識別できるように次の色とする。

・直結式給水	青色
・増圧式給水	黄色
・受水槽式給水	橙色
 - 配管
パイプシャフト内の配管などに給水方式が識別できるように表示を行うこと。
 - 止水栓きょう、メーターます内に給水方式が識別できるよう表示板などを設置すること。

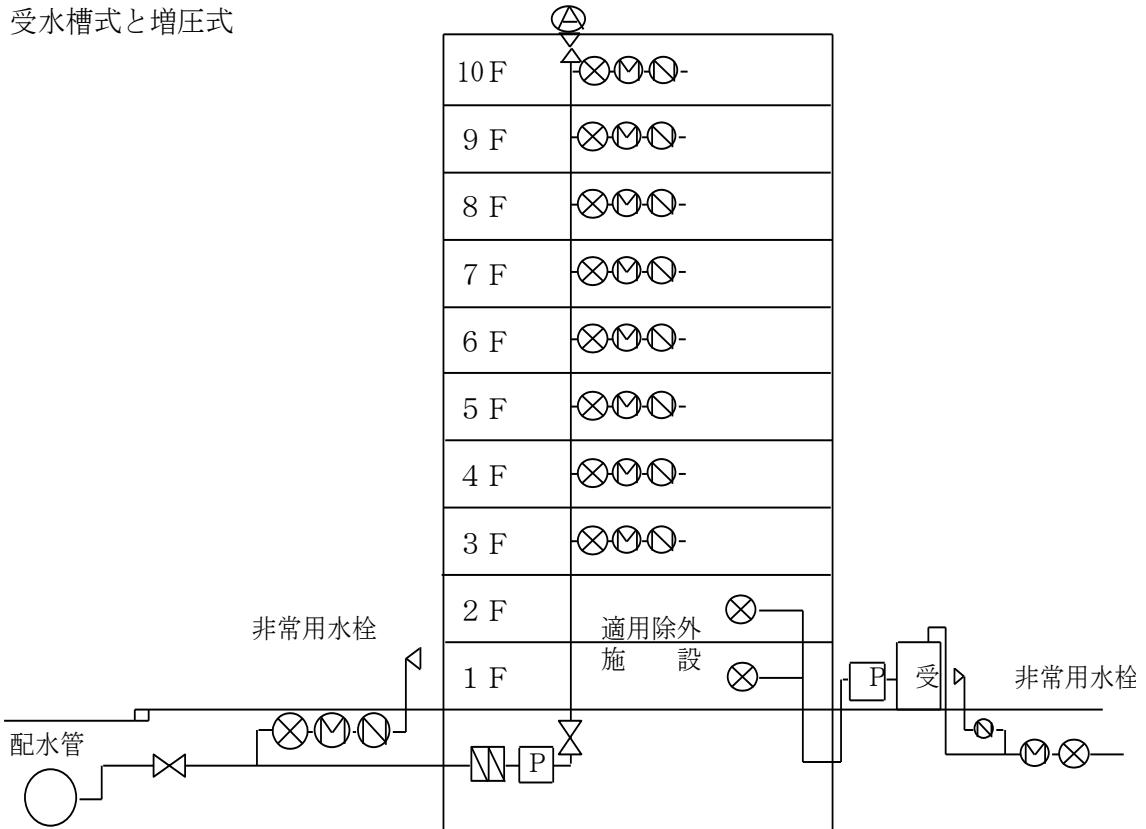


併用方式の配管例

受水槽式と直圧式



受水槽式と増圧式



5. 3 逆流防止装置

- 各世帯に設置するメーター毎に逆止弁を設置すること。
- 事務所ビルなどにおいては、各階分岐箇所毎に逆止弁を設置すること。
- 増圧設備には水道用減圧式逆流防止器（日本水道協会規格 JWWA B 134）を使用すること。
- 水道用減圧式逆流防止器の設置は、増圧設備の直前に設置すること。
- 水道用減圧式逆流防止器を設置する場合は、中間逃がし弁からの排水を確認できるよう吐水口空間を確保した間接排水とすること。
- 水道用減圧式逆流防止器に漏水検知器（警報器）を設置すること。

- (1) 中高層建物は、断水、減圧時における逆圧、又は負圧が生じた場合、水の逆流により他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。

5. 4 直結増圧設備

【構造・材質基準に係る事項】

- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
(施行令第4条)

- (1) 増圧設備は、配水管の圧力では給水できない末端最高位の給水用具への吐水圧を確保する設備である。通常は、加圧形ポンプ、制御盤、圧力タンク、逆止弁等をあらかじめ組み込んだユニット形式となっている。増圧設備は、加圧形ポンプ等を用いて直結給水する設備であり、他の需要者の水利用に支障を生じないよう配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならない。

直結増圧設備の設置にあたっては、下記の点に留意すること。

- 1建物に対して1ユニットとする。
- 設置場所は、供給する建物内の1階、又は地階部分に設置することを原則とする。なお、既設建物の改造等でやむを得ず屋外に設置する場合は、凍結防止等の措置を施すこと。
- 設置場所は、ユニットの点検や維持管理のための十分なスペースを確保すること。また、ポンプ室内は十分な換気設備、及び排水設備を施すこと。
- 増圧設備の呼び径は、給水管口径と同径、又はそれ以下とする。
- 自動停止、復帰の設定水圧は次によること。

自動停止の設定水圧 \Longrightarrow 増圧設備流入設計水圧（減圧式逆流防止器の直前）-0.05Mpa

自動復帰の設定水圧 \Longrightarrow 増圧設備流入設計水圧

- 圧力制御は、用途に応じた制御方式を採用するとともに、2次側の圧力設定値は、計画瞬時最大使用水量時において建物の最上階で必要な吐水圧を確保でき、最下階で0.60MPa以上にならないこと。なお、低層階などにおいて高水圧となる場合は、必要に応じて減圧弁を設置することが望ましい。
- ポンプ故障、停電時には断水となることから、非常給水用として非常用水栓（キー付き不凍給水栓）を設置すること。

5. 5 その他の留意事項

消火栓設備、空調設備等は給水装置に直接連結してはならない。

- (1) 消火用設備、空調用設備等への補給水を行う場合には必ず雑用水槽を設けること。

6. 水道メーター

6. 1 メーターの設置

水道メーターの設置は、施行基準「3. 5 水道メーターの設置」による。

6. 2 計量及び徴収方式

市が設置した水道メーターにより計量・徴収を行う。

7. 既存施設からの改造

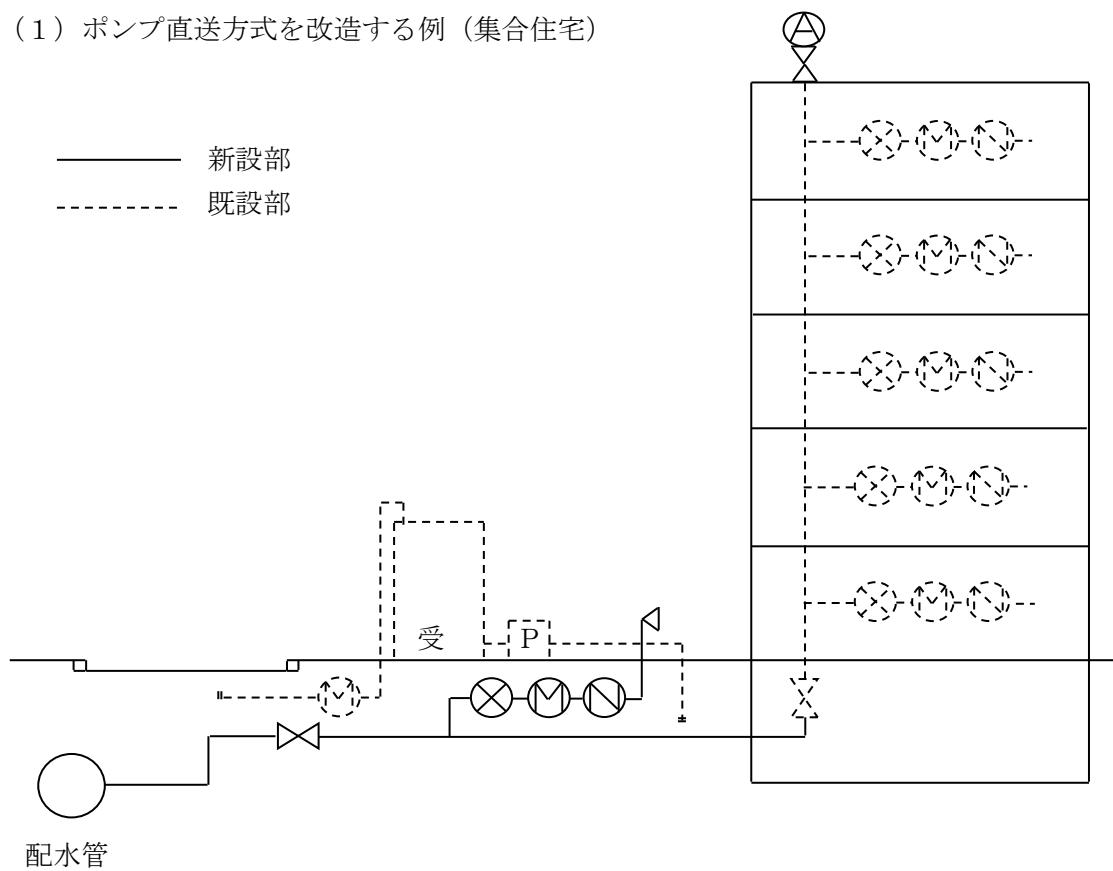
給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切替える場合は、施行基準「1. 6 給水装置の構造及び性能」を満足すること。

1. 既設配管を再使用せず極力新設配管とすることが望ましいが既設配管を再使用する場合、所有者は、既設配管の状況等を十分調査すること。
2. 所有者は、水圧試験・水質検査を行うこと。
3. 直結給水の効果を十分發揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。
4. 対象建物、メーター回りの配管等についても、本要綱にもとづくものとする。

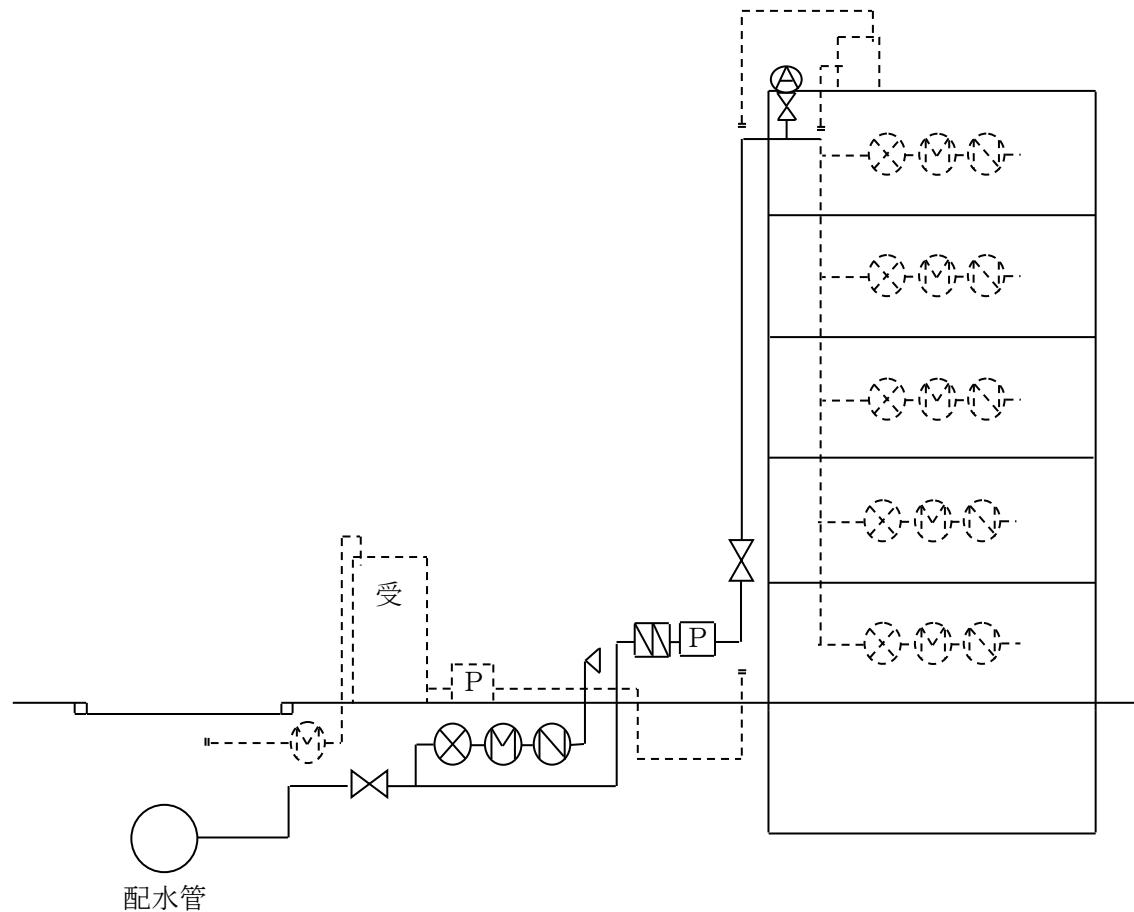
- (1) 既設配管を直結給水装置として再使用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生するおそれがあるため、やむを得ず再使用する場合は、所有者が材質・構造、配管経路、管種、口径、給水器具類、使用期間等を十分調査し、再使用する部分を最小限にする必要がある。

既存施設の改造例

(1) ポンプ直送方式を改造する例 (集合住宅)



(2) 高置水槽を撤去し改造する例 (事務所ビル)



8. 完成試験

8. 1 試験の範囲

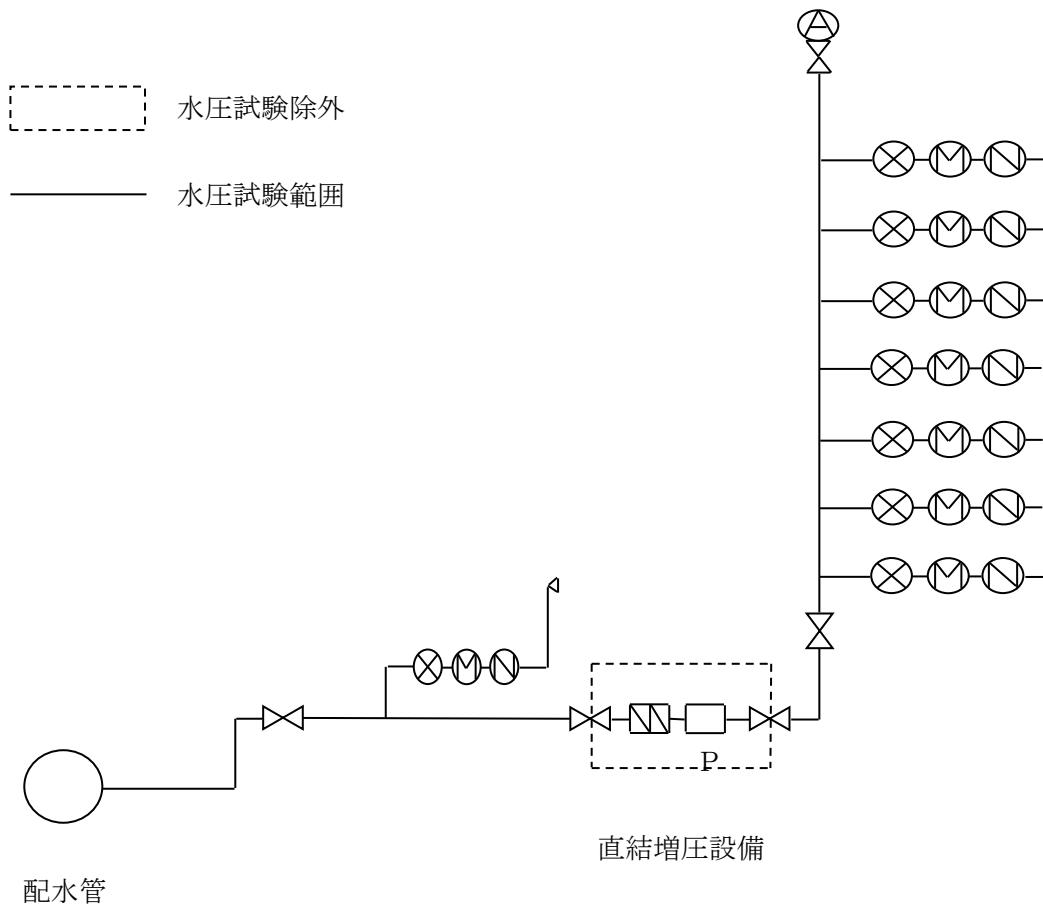
試験の範囲は配水管分岐箇所から、末端給水用具までとする。また、既設建物を直結給水方式に改造した場合も同様とする。

8. 2 水圧試験方法

所有者は、給水装置完成後、通水及び水圧試験を実施する。ただし、「増圧設備」の水圧試験は除外する。

- (1) 増圧設備は、製造元の工場において既に必要な水圧試験を実施済みである。このユニットは、試験圧がかかると損傷するおそれのある機器が取り付けられているため、現場で水圧試験は行わないこと。

直結増圧式給水



8. 3 増圧設備試験運転

所有者は、以下の項目について試験運転を行ない確認すること。

1. 増圧設備の運転は、製造メーカー等専門的技術者の立会のもと実施すること。
2. 協議書による水理計算に明記された、流入圧力・吐水圧力制御設定値（運転停止・復帰）の確認を行うこと。
3. 末端最高位の給水用具でも、適切な吐水量が確保できる水圧があること。

- (1) 流入圧力制御設定値は、市が提示した配水管水圧より計算した値で設定すること。
- (2) 実際の流入水圧を確認すること。

8. 4 竣工検査

指定給水装置工事事業者は、工事完成後速やかに竣工図書を提出し、市の竣工検査を受けなければならない。

9. 直結給水装置の維持管理

9. 1 給水条件承諾書の提出

申請者は、工事竣工時に、直結直圧式給水条件承諾書（第4号様式）、または直結増圧式給水条件承諾書（第5号様式）を市に提出すること。

- (1) 市は、事前協議に、直結給水事前協議回答書（第3号様式）を申請者に渡し、給水方式の決定を行う。
- (2) 市は、事前協議時に、直結直圧式給水条件承諾書（第4号様式）、または直結増圧式給水条件承諾書（第5号様式）を申請者に渡し、申請者は工事竣工届時にメーター番号・管理人名等を記載し、市へ提出すること。
- (3) 所有者及び管理人は、計画的な断水、及び緊急的な断水の際に水の使用ができなくなること等、承諾書の内容を十分熟知し、使用者にこの装置が条件付きのものであることを周知すること。

9. 2 維持管理

維持管理については、給水条件承諾書の内容に基づき、所有者が適正に行うこと。

1. 直結増圧式の場合、停電、故障等により増圧設備が停止した時は断水になることを居住者に周知すること。
2. 増圧設備の故障等による断水の場合は、増圧設備の製造業者等に連絡するよう管理人に周知すること。
3. 増圧設備、及び減圧式逆流防止器は、年1回以上の保守点検を行うこと。
4. 下記の2つの措置により、緊急時に迅速かつ的確な対応が図られること。
 - (1) 増圧設備には、警報装置を設置すること。
 - (2) 給水条件承諾書に記載した管理責任者等の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室、及び管理人室に設置して周知を図ること。

5. ポンプ室、及び管理人室等に設備の竣工図を常備しておくこと。
- (1) 増圧設備を含む給水装置の管理責任は設置者側にあるため、増圧設備の機能を確保するためには定期点検等の維持管理が必要であり、設置者（所有者）は緊急時の対応ができるよう維持管理業者名と連絡先を必要箇所に明示すると共に、使用者に対して直結増圧方式の特性を周知させること。
- (2) 増圧設備の修理には専門的な知識が必要であり、製造業者等に連絡する体制が必要である。
- (3) 専門的な技術を持った維持管理業者等と、保守点検契約することが望ましい。

1 O. 手続き方法

1 O. 1 協議方法

- 申請者は、下記書類を提出し協議を行うこと。
 - 直結給水方式についての協議書（第6号様式）
 - 計画使用水量等の計算書
 - 水理計算書
- 計画使用水量の算定等は「施行基準」に基づき算出すること。
- 関係図書の提出は、案内図・配置図・各階設備平面図・立体系統図等の必要とする図面2部を提出すること。

1 O. 2 各種の変更及び取消し

- 下記事項に該当する場合は、設計変更を行うこと。
 - 計画使用水量に変更が生じた場合。
 - 給水装置工事申込み後、給水管の口径に変更が生じた場合。
- 協議を取消す場合は、「直結給水方式についての協議書の取消届」（第7号様式）に必要事項を記入・押印し提出すること。
- 申請者を変更する場合は、「申請者変更届」（第8号様式）に必要事項を記入・押印し提出すること。

1 O. 3 開発負担金

「塩竈市水道事業給水条例」に基づき計画使用水量が5m³以上の場合は、建築物負担金の対象となる。

- (1) 市の給水を受ける一給水装置で使用する水量が、5m³以上の場合に対象となる。

附 則

- 「3階建て直結給水施行基準」は、平成12年3月31日にて廃止する。
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

直結給水事前協議申請書

年 月 日

塩竈市長殿

申請者住所

氏名 印

TEL

協議者住所

社名 印

TEL

下記の建物に直結給水（直結直圧式 直結増圧式）をしたいので事前協議を申請します。

事前協議受付番号	第号	受付日	年月日	
1. 建築場所	塩竈市			
	多賀城市			
2. 建築名称				
3. 建築概要	建築物			
	建築階高	地上 階・地下 階	給水階高	地上 階・地下 階
	用途実態			
4. 給水概要	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設		
	給水戸数			
	方式併用	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 受水槽式との併用		
5. 工期	年月日～年月日（予定）			
6. 使用水量	計画使用水量 m ³ /日, 瞬時最大流量 L/分 (L/秒)			
7. 分岐口径	配水管 DIP, CIP, VP, SP, PP φ mm × 取出給水管 φ mm			
8. ポンプ型式	メーカー名	型式名		
9. ポンプ仕様	ポンプ口径 mm	最大給水量	L/秒	
備考				

- ◎ 上記の必要事項を記載し、添付図面を提出すること。
- ◎ 用途業態、給水戸数欄には、内訳を具体的に記載すること。

直結給水事前調査結果書

年 月 日

水圧等事前調査の結果は、次のとおりです。

給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式		<input type="checkbox"/> 直結増圧式		<input type="checkbox"/> 併用式	
調査箇所	塩竈市					
	多賀城市					
	地盤高(配水管上から)	m	配水系統			
水圧状況	現状水圧実測	測定日	第一回目	年 月 日		
			第二回目	年 月 日		
	消防栓番号	実測最小動水圧	補正最小動水圧			
		(1回目)	MPa	(1回目)	MPa	
		(2回目)	MPa	(2回目)	MPa	
管網状況	配水管口径	φ mm	管種	<input type="checkbox"/> DIP	<input type="checkbox"/> VP	<input type="checkbox"/> SP
				<input type="checkbox"/> CIP	<input type="checkbox"/> PP	
	《自記録水圧測定記録用紙は、裏面に添付》					
検討結果	配水管設計水圧 MPa とする。					

直結給水事前協議回答書

年 月 日

(申 請 者)

住 所

氏 名 様

(協 議 者)

住 所

氏 名 様
T E L

塩竈市長 佐藤 光樹

直結給水事前協議の結果について

年 月 日付けで事前協議依頼のありました下記の物件につきましては、
次のとおりお知らせいたします。

本物件につきまして調査・検討の結果、直結給水 (直結直圧式 ・ 直結増圧式)

が (可能 ・ 不可能) です。

なお、付近配水管の水圧状況、及び管網を調査した結果、当該地の配水管水圧は、

MPa で設計することができます。

事前協議受付番号	第 号
建築場所	
建築名称	

※ 裏面の内容を厳守し、設計を行ってください。

□ 直結給水が可能ですので、下記内容を厳守し、設計を行ってください。

- ◇ 配水管の切替工事及び事故等、計画的あるいは緊急的に断水・減水・濁り水等を伴うことがありますので、給水方式による長所・短所を十分考慮のうえ、最適な給水方式を採用してください。
- ◇ 給水装置の設計に当たっては、「給水装置工事設計施工基準」及び「中高層建物直結給水取扱要綱」に基づいてください。
- ◇ 増圧給水方式となる場合は、維持管理を十分考慮した建築構造とする必要があります。
- ◇ 当該地の配水管水圧が変更になる場合がありますので、回答後2年を経過した場合は、再度協議が必要です。
- ◇ 建築規模及び用途に変更がある場合は、再度協議が必要です。
- ◇ 本協議時に本書をご持参ください。

□ 下記理由により直結給水が不可能ですので、他の給水方式を採用してください。

- ◇ 直結給水対象外建物です。
- ◇ 当該地は、申請物件に必要とする水圧が確保されておりません。
- ◇ 当該地の配水管に影響を与えるため、直結給水が不可能です。
- ◇ その他の理由

備 考

	担 当	
--	--------	--

直結直圧式給水条件承諾書

年 月 日

塩竈市長殿

事前協議受付番号	第 号	承諾受付番号	第 一 号
建築場所			
建築名称			
所有者住所			
氏名	印		
電話番号	TEL ()		
管理人住所			
氏名	印		
電話番号	TEL ()		

直結直圧式給水をするにあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

1. 使用者等への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知いたします。

- (1) 水圧低下に伴い出水不良等が生じた場合には、非常用水栓を使用いたします。
- (2) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなることを承諾いたします。

2. 用途の変更について

直結給水建築物申請において、許可された用途内容の変更はいたしません。また、建築物の改造工事を行う場合には、事前に協議をいたします。

3. 損害の賠償について

直結直圧式給水による逆流または漏水等が発生し、貴市若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

4. 管理人等の変更届について

直結直圧式給水の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付きのものであることを周知し、本様式により貴市に届けます。

5. 既設配管使用の責任について

既設の受水槽以下の装置を使用し、直結直圧式給水に変更した場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）または使用者等の責任において解決するとともに、貴市の指導により速やかに改善します。

6. メーター交換時の措置

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際には、貴市に協力し断水することを承諾します。

7. 条例・規程の厳守

上記各項の他、取扱い上必要な事項は、塩竈市水道事業給水条例・同施行規程を厳守して施行いたします。
(給水装置は塩竈市水道事業給水条例第21条により、管理上の責任は所有者、使用者の方々にあります。)

8. その他

- (1) 貴市が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力いたします。
- (2) オートロックマンション等の検針及びメーター交換業務時の入館について協力いたします。

直結増圧式給水条件承諾書

年 月 日

塩竈市長殿

事前協議受付番号	第 号	承諾受付番号	第 号
建築場所			
建築名称			
所有者住所			
氏名	印		
電話番号	TEL ()		
管理人住所			
氏名	印		
電話番号	TEL ()		

直結増圧設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

1. 使用者等への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知いたします。

(1) 停電や故障等により直結増圧設備が停止した時、または制限給水等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生した時には、非常用水栓を使用いたします。

(2) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなることを承諾いたします。

2. 用途変更について

直結給水建築物申請において、許可された用途内容の変更はいたしません。また、建築物の改造工事を行う場合は、事前に協議をいたします。

3. 定期点検等について

直結増圧設備の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内毎に1回以上の定期点検を行います。

4. 損害の賠償について

直結増圧設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、貴市若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

5. 管理人等の変更届について

直結増圧設備の所有者または管理人を変更する時は、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付きのものであることを周知し、本様式により貴市に届けます。

6. 既設配管使用の責任について

既設の受水槽以下の装置を使用し、増圧設備を設置した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者（設置者）または使用者等の責任において解決するとともに、貴市の指導により速やかに改善します。

7. メーター交換時の措置

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際には、貴市に協力し断水することを承諾します。

8. 条例・規程の厳守

上記各項の他、取扱い上必要な事項は、塩竈市水道事業給水条例・同施行規程を厳守して施行いたします。

9. その他

(1) 貴市が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力いたします。

(2) オートロックマンション等の検針及びメーター交換業務時の入館について協力いたします。

直結増圧設備における維持管理について

この建物の水道には、増圧設備及びこれに付属する設備が設置されていますが、この設備を設置した場合、適正な維持管理を行わないと給水に支障が生じることがあります。

つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ、使用するよう心がけてください。

1. 給水装置の維持管理上の注意事項

- (1) 増圧設備を含む給水設備は水道法上の給水装置であり、塩竈市水道事業給水条例第21条により管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- (2) 正常な給水、逆流の防止等、設備の機能維持の観点から、増圧設備について1年以内毎に1回以上の定期的な保守点検を行う必要があります。
- (3) 増圧設備の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などに設備が水没することのないように注意してください。
- (4) 地震、その他の異常があった場合など必要と認められるときには、その都度点検を行ってください。
- (5) 給水装置の改造、修繕工事などの工事を行うときは、塩竈市指定給水装置工事事業者に依頼してください。
- (6) 水道メーターの取替え作業が容易に行え、検針に支障がないようにしてください。

2. 事故時の対応

- (1) ポンプ停止等設備の故障の修理時は、増圧設備の製造業者などが対応します。
なお、緊急時の連絡先は、設備に明示してありますので確認しておいてください。
- (2) 停電及び増圧設備の故障等により、給水に支障が生じた場合でも、配水管の水圧が通常どおりであれば、通電または修理が完了するまで1階等に設置している非常用水栓が使用できます。
- (3) 本市の工事等により断水や濁水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いします。

3. 貸貸する場合

この設備を設置した建物を第三者に貸貸する場合は、使用者等にこの設備の使用上の注意等を周知させてください。

4. 損害の賠償

この設備に起因して逆流または漏水等が発生し損害が生じた場合、所有者にて解決してください。

5. 調査の承諾と改善指示の履行

この設備の構造、材料及び維持管理状況等に関し、本市が必要と認めたときは調査させていただきます。

また、調査の結果不適正な場合は、改善の指導を行いますので指定期間内に改善してください。

6. 所有者または管理人の変更の届出

所有者または管理人に変更があった場合は、速やかに本市窓口に届出ください。

直結給水方式についての協議書

(事前協議 無, 有 事前協議受付番号 第 号)

工事種別	<input type="checkbox"/> 新設			<input type="checkbox"/> 改造			<input type="checkbox"/> 設計変更						
協議内容	<input type="checkbox"/> 直結直圧方式			<input type="checkbox"/> 直結増圧方式			<input type="checkbox"/> 併用方式						
申請地	塩竈市												
	多賀城市												
申請者住所													
氏名													
建築概要	建築名称				用途実態								
	総階数	地上	階	地下	階	総戸数	戸						
	協議階数	地上	階	地下	階	戸数	戸						
計画一日最大給水量	プール			ℓ	・	前回協議水量	ℓ / 日						
	その他			ℓ	・	一般用水量	ℓ / 日						
分岐口径	<input type="checkbox"/> 新規			・			<input type="checkbox"/> 既設						
	<input type="checkbox"/> DIP			・	<input type="checkbox"/> CIP	・	<input type="checkbox"/> SP	・	<input type="checkbox"/> PP	・	<input type="checkbox"/> VP		
	被分岐管口径			φ	mm	×	分岐管口径	φ	mm	m m			
メータ一	<input type="checkbox"/> 新規			・			<input type="checkbox"/> 既設						
	<input type="checkbox"/> 直結地付			・	<input type="checkbox"/> 直結各戸	・	<input type="checkbox"/> 増圧地付	・	<input type="checkbox"/> 増圧各戸				
	φ	mm	×	個	,	φ	mm	×	個	φ	mm	×	個
	φ	mm	×	個	,	φ	mm	×	個	,	合計	個	
給水内容	設計水圧				MPa	併用	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無				
増圧設備	メーカ名					型式名							
工期	年 月 日 ~ 年 月 日												
既設給水装置	<input type="checkbox"/> 有			・	<input type="checkbox"/> 無	水栓番号				メータ口径	mm		
						取出口径	φ	mm	×	φ	mm		

建築物開発負担金 (対象・対象外) 装置廃止 件

控除水量 (対象・対象外) 分岐止φ ケ所
φ ケ所
φ ケ所協議者社名
担当者
T E L

直結式給水についての協議書の取消届

年 月 日

塩竈市長殿

1. 申請地住所 塩竈市

多賀城市

2. 建築物名

3. 協議受付月日 年 月 日

4. 協議受付番号 第 号

5. 工事内容 新設・改造

6. 取消理由

上記により直結給水方式についての協議書の申請を取消したいのでお届けします。

申請者

住所

氏名

印

申 請 者 変 更 届

年 月 日

塩 竈 市 長 殿

先に届出いたしました、直結給水方式についての協議について、申請者を下記理由により

_____ から _____ へ変更することをお届けします。

今回の申請者変更に伴い、旧申請者 _____ が貴市に納入いたしました開発負担金

一金 _____ 円也につきましては、その権利が新申請者に帰属することを併せてお届けします。

変更理由

旧申請者

住 所

氏 名

印

新申請者

住 所

氏 名

印